# EUソルベンシー II におけるLTG 措置 等の適用状況とその影響(4) -EIOPA の 2020 年報告書の概要報告-

常務取締役 保険研究部 研究理事

中村 亮一 ヘルスケアリサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

#### 1-はじめに

前回のレポートでは、EIOPA (欧州保険年金監督局) が 2020 年 12 月 3 日に公表1した「長期保証 措置と株式リスク措置に関する報告書 2020 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2020)」の第3のセクションから、TRFR(リスクフリー金利に関する移行 措置)と TP(技術的準備金に関する移行措置)という移行措置の適用状況について、その国別の適 用会社数や SCR 比率への影響等を報告した。

今回のレポートは、EIOPAの報告書の第3のセクションから、LTG措置のMA(マッチング調整)、DBER (デュレーションベースの株式リスクサブモジュール)と ED(株式リスクチャージの対称調整メカニズム)という 株式リスク措置及び ERP(ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長)の適用状況につい て、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告する<sup>23</sup>。

#### 2─MA の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等)

# 1 適用会社

MA については、Brexit 後の EEA(欧州経済領域)においては、スペインの 14 社のみが適用しており、 前回の報告書からは 1 社減少している。 会社は複数のマッチング調整ポートフォリオを保有することが認めら れており、各ポートフォリオは別々の承認を必要とする。これまでと同様に、損害保険会社の適用はなく、生 命保険会社が2社、生損保兼営会社が12社適用している。

適用会社の技術的準備金の市場シェアは、EEA 全体の 1.8%であるが、スペイン国内では 59%となって

<sup>3</sup> LTG措置や株式リスク措置の具体的説明については、「EU ソルベンシーⅡにおけるLTG措置等の適用状況とその影響(1) -EIOPA の 2020 年報告書の概要報告-」を参照していただきたい。



<sup>1</sup> https://www.eiopa.europa.eu/content/report-long-term-guarantees-measures-and-measures-equity-risk-2020 en

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 前回のレポートで述べたように、以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPAの「長期保証措置と株式リ スクに対する措置に関する報告書2020」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、 表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

いる。

MAの適用状況

	生命保険会社	損害保険会社	生損保 兼営会社	再保険会社	1	合 計	_	易シェア 的準備金)	 己会社の 市場シェア
スペイン	2	0	12	0		14		1.8%	59%

さらに、MAとTTP(技術的準備金に関する移行措置)を併用している会社は8社で、これらの会社の技術 的準備金の市場シェアは、EEA 全体の 0%、スペイン国内では 10%となっている。前回の報告書に比べて 1 社のみの減少であるが、スペイン国内での市場シェアは前回の 27%から大きく低下している。

MAとTTPを併用している会社の国別状況

	会社数	市場シェア (技術的準備金)	左記会社の 国内市場シェア
スペイン	8	0%	10%

なお、MA の適用状況をグループで考えると、7 グループが適用し、その国別内訳は、スペインが 6、オラ ンダが1となっており、こちらの数は前回から変わっていない。

# 2 | MA 率の分布

MA 率の分布は、以下の図表の通りとなっている。

また、加重平均ベースでは、スペインで 2018 年末の 70bps に対して、2019 年上期末は 65bps、2019 年 末は34bpsとなっている。

図表 MA率の分布

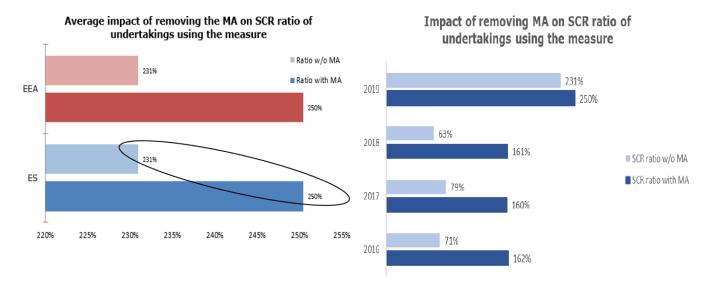
Dispersion of Matching Adjustment rates



#### 3 SCR 比率への影響

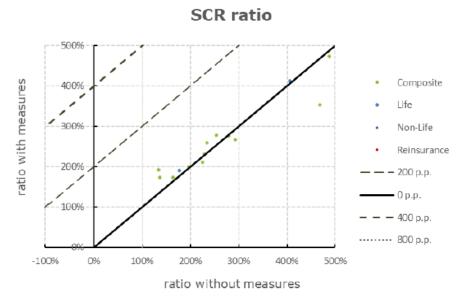
MA 適用会社が MA を非適用とした場合、SCR 比率(MA 適用会社のみ、以下同様)は、スペインで 250%から231%に19%ポイント低下する。なお、この影響度は、規模の大きな1社がそもそもMAを非適用 としたことにより、前回の報告書までに比べて、大きく低下している。

### 図表 MA 適用による SCR 比率への影響



以下の図表は、MAを適用した全ての会社のSCR 比率に対するMA 非適用の影響を示している。 図中 の各点は、個々の SCR 比率を MA 非適用の場合の推定 SCR 比率と比較した 1 つの会社を表している。各 会社の種類は点の色で示される。SCR 比率では、全ての会社が 100%未満の絶対的な影響を報告している。 MA 非適用により、SCR 比率が 100%を下回る会社はなかった。

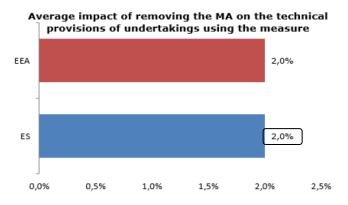
# 図表 MA 非適用による SCR 比率への影響(会社別)



### 4 技術的準備金への影響

MA 非適用による適用会社における技術的準備金への影響は、スペインで 2.0%の増加となっている。

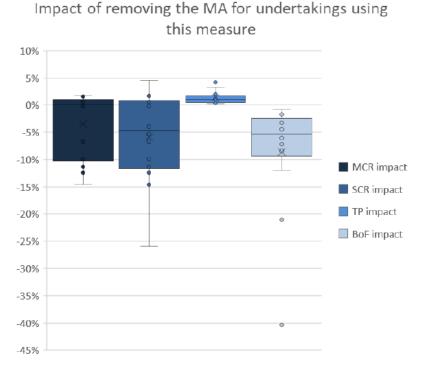
図表 MA 非適用による技術的準備金への影響



#### 5 | 会社毎の影響の分布

以下の図表は、MA 非適用による MCR、SCR、技術的準備金及び適格自己資本への会社毎の影響度合いの分布を示している。

図表 MA 非適用による会社毎の影響度の分布



6 | 会社の投資への影響

MA 適用会社とMA 非適用会社の国債と社債のポートフォリオの信用の質は次ページの図表の通りとなっている。

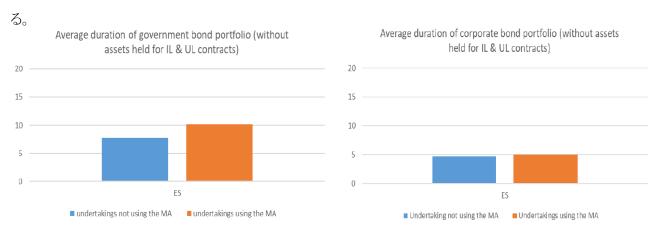
これによれば、MAを適用している会社と適用していない会社との間で、債券の信用の質に若干の違いがあることが示されている。ただし、これらのデータを、レポートのセクション II.4 に示されているように、国間の債券の信用の質の違いと比較すると、MAを適用する会社と適用しない会社の違いは比較的限られている。言い換えれば、「カントリー効果」が、MAを適用する場合と適用しない場合の効果よりも、かなり大きくなっている。 さらに、スペインで MAを適用する会社のサブセットは、MAとは独立した他の保険会社とは異なる方

法で資産を割り当てる可能性があるため、この違いの因果関係を証明することはできない。また、MAを適用 する会社の数は非常に少ないため、明確な傾向を特定するいかなる試みも、このことを念頭に置いておく必 要がある。

Credit quality of government bonds for undertakings not using the MA or using the MA,							
	for ES (without assets held for IL & UL contracts)						
Country	Country Use of the measures		CQS1	CQS2	CQS3	CQS>3	
ES	No use of MA	4%	7%	50%	38%	1%	
ES	Use of the MA	1%	0%	84%	15%	0%	

Credit quality of corporate bonds for undertakings not using the MA or using the MA,							
for ES (without assets held for IL & UL contracts)							
Country Use of the measure		CQS0	CQS1	CQS2	CQS3	CQS>3	
ES	No use of MA	3%	14%	29%	50%	4%	
E3	Use of the MA	1%	14%	37%	46%	2%	

また、以下の図表は、MA 適用会社と MA 非適用会社の国債と社債のデュレーションの差異を示してい



#### 7 商品や消費者への影響

次の図表は、各保険種類(1列から6列)、生命保険と生命再保険事業の合計(7列)、損害保険と損害再 保険事業の合計(8列)について、MAを適用した会社の総収入保険料に対する割合を示している。

MA適用会社の収入	(
IVIA IID III ファイレフメメン	

国	1. 健康保険	2. 有配当保険	3. インデックス リンク、ユニット リンク	4. その他の 生命保険	5. 健康再保険	6. 生命再保険	7. 生命保険・再保険合計	8. 損害保険・再保 除合計
スペイン	0.0%	30.1%	65.3%	66.5%	0.0%	1.8%	55.8%	6.3%
EEA	0.0%	0.7%	1.9%	18.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%

スペインで MA を適用する保険会社によって提供される保険商品に関して、以下の特徴が NSA (国家監 督当局)によって報告されている。

- ・商品の目的は老後のための貯蓄
- ・商品の保険義務はソルベンシーⅡの商品種類の「その他の生命保険」に該当する。
- ・商品は終身年金又は一時金を保証
- ・商品には保証利率がある。

# 3─DBER 及び ED の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等)

この章では、DBER(デュレーションベースの株式リスクサブモジュール)と ED(株式リスクチャー ジの対称調整メカニズム)という株式リスク措置の適用状況について報告する。

# 1 DBER(デュレーションベースの株式リスクサブモジュール)

2019年12月31日時点においては、フランスの会社1社のみが適用しており、これは2018年と同 様である。

当該会社の SFCR (ソルベンシー財務状況報告書) によれば、DBER を非適用にすることで SCR 比率は DBER 有り (ただし、TTP 及び VA 適用無し) の 156%から 132%へ 24%ポイント低下する。

なお、2017年の報告書によれば、11カ国(チェコ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイス ランド、リトアニア、ラトビア、オランダ、ポーランド、スロバキア、ブルガリア)で、DBER は国 内法で規定されておらず、残りの国々では、以下の理由から DBER が適用されていない、としていた。

- ①国内市場の商品がソルベンシーⅡ指令第304条の基準を満たしていない。
- ②会社が年金市場であまりアクティブでない。
- ③このサブモジュールへの必要性や関心が無い。
- ④ソルベンシーII 指令第 308 条 b(13)の株式移行措置4のため、DBER を適用するインセンティブが今 のところない。ただし、移行措置の段階的消滅の過程でより多くの適用があるかもしれない。

### 2 | ED (又はSA) (株式リスクチャージの対称調整メカニズム)

2020 年の報告書においては、SA が会社の財務状況に与える影響に関する会社への情報要求はなか った。代わりに、SCR に対する SA の財務的影響は QRT (定量的報告テンプレート) データを使用 して決定された。具体的には、株式の種類別エクスポジャー(タイプ1株式、タイプ2株式等)を用 いて算出している。そして、SCR 全体は基礎となる前提に基づいて集約されている。例えば、SA を 削除する際に、リスク軽減手法の影響は考慮されていない。

2019 年 12 月 31 日の SA は▲0.08%であったため、SA をゼロに設定しても、SCR の計算に適用さ れる株式エクスポジャーに与える影響は無視できる程度であり、EEA 及び各国レベルでも、SCR に は殆ど影響しない。

### 4─ERP の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等)

この章では、ERP(ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長) の適用状況について 報告する。

回復期間の延長は、NSAs からの要請に基づいて、EIOPA が「例外的に不利な状況 (an exceptional adverse situation)」を宣言した時に適用されるが、これまでのところ EIOPA はそのような要請を受 けていない。

次ページの図表は、2019 年 12 月 31 日に SCR に違反した(適用された全ての LTG 措置及び株式

<sup>4 2016</sup>年1月1日以前に購入した株式についての移行措置



リスク措置を考慮した)会社数の推移及びその国別の内訳を示している。図表に記載されていない国では、全ての会社が SCR を満たしている。

これによれば、SCR に違反した会社の総数は、2018 年 12 月 31 日の 9 社から 2019 年 12 月 31 日の 12 社に 3 社増加した。12 社の内訳は、損害保険会社が 5 社、生命保険会社が 1 社、生損保兼営会社が 2 社、再保険会社が 4 社となっている。

SCR要件を満たしていない会社数とその市場シェア(2019年ベース)

	SCR要件を満たしてい	損害保険収入保険料	生命保険技術的準備
	ない会社数	における市場シェア	金における市場シェア
キプロス	1	7.91%	2.24%
ドイツ	1	0.00%	0.00%
デンマーク	1	0.00%	0.00%
フランス	1	0.02%	0.00%
クロアチア	1	0.00%	0.00%
ハンガリー	1	1.49%	0.00%
ルクセンブルグ	4	0.00%	0.00%
オランダ	1	0.00%	0.20%
スウェーデン	1	0.00%	0.00%
EEA	12	0.01%	0.01%

# (参考)英国における措置の適用とその影響

EU 加盟国ではないが、ここでは、英国における措置の適用とその影響について報告しておく。

#### 1. 措置の適用

2019年末において、少なくとも1つのLTG措置を適用している会社数は38で、それぞれの措置を適用している会社数及びそれらの会社の保険会社の種類(生命保険、損害保険)別の国内市場シェアの状況は、以下の図表の通りになっている。

MAとTTPを適用している会社の市場シェアは50%を超えている。一方で、VAを適用している会社数は22と多いが、その市場シェアは27%となっている。

	措置適用会社数	技術的準備金における 市場シェア(生命保険)	技術的準備金における 市場シェア(損害保険)
MA	18	53%	0%
VA	22	27%	1%
TRFR	1	0%	0%
TTP	25	55%	0%

#### 2. 措置適用による影響

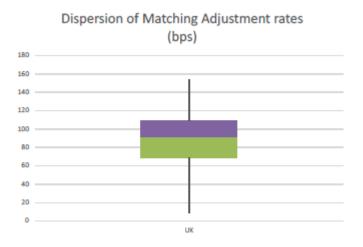
少なくとも1つの措置を適用している会社のSCR 比率は157%で、措置を非適用とした場合には48%となり、109%ポイント低下する。

その措置別の影響度は、以下の図表の通りとなっており、MA の適用による影響が極めて大きなものとなっている。

	平均SCR比率 (措置適用)	平均SCR比率 (措置非適用)	措置非適用による影響 (%ポイント)
MA使用会社	157%	65%	<b>▲</b> 92
VA使用会社	154%	152%	<b>A</b> 2
TTP使用会社	156%	120%	▲36

その MA 率の加重平均値は、2018 年末の 116 bps に対して、2019 年末は 90bps だった。 以下の図表が、MA率の会社毎の分布状況を示している。

#### 図表 MA 率の分布



# 5-まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の報告書の第 3 のセクションから、LTG 措置の MA(マッチ ング調整)、DBER (デュレーションベースの株式リスクサブモジュール)と ED(株式リスクチャー ジの対称調整メカニズム)という株式リスク措置及び ERP (ソルベンシー資本要件に準拠しない場合 の回復期間の延長)の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告して きた。

Brexit により、EEA の中での MA の適用はスペインの会社だけに限定されることとなっている。 なお、MA は英国において、引き続き極めて重要な位置付けを有する措置となっている。

また、2019年のSAは▲0.08%という水準であったため、その影響は限定的なものとなっている。

次回のこのテーマに関する 5 回目のレポートでは、EIOPA の報告書の第 2 のセクションに記載さ れている LTG 措置や株式リスク措置が直接的に会社の財務状況に与える影響以外の項目のうち、保 険契約者保護、保険会社の投資に与える影響について報告する。

以上